

## 「（仮称）球磨村風力発電事業計画段階環境配慮書」についての 熊本県知事意見

「（仮称）球磨村風力発電事業計画段階環境配慮書」の内容を環境保全の専門的見地から審査した結果、環境影響評価の実施及び環境影響評価方法書の作成に当たっては、以下の事項に十分配慮する必要がある。

### **[全体事項]**

- (1) 本事業だけでなく、周辺で計画される風力発電事業の影響等を踏まえたうえで、発電所の規模や取付道路の拡幅について検討すること。
- (2) 風力発電機の搬入路等のルートは、道路の構造や輸送に係る許認可等の関係上、複数案から選定することとなるが、既存道路を拡幅する場合、周辺環境へ大きな影響を及ぼす可能性があるため、慎重に検討すること。
- (3) 風力発電機等の輸送にあたっては、輸送ルート周辺の住民に影響を与えないよう、時間帯やルート選定について十分配慮すること。

### **[大気環境]**

#### 〈騒音・振動〉

- (1) 事業実施により発生する低周波音について、音源までの物理的距離だけでなく、周囲の音環境等にも配慮した調査・予測・評価を検討すること。
- (2) 事業実施により発生する低周波音が、野生動物の生存や繁殖、個体数等に対して及ぼす影響について、調査・予測・評価する必要があるか検討すること。
- (3) 事業実施により発生する騒音や低周波音、風車の影等が、家畜に対しどのような影響を及ぼすかについて調査・予測・評価する必要があるか検討すること。

### **[水環境]**

#### 〈水質〉

- (1) 事業実施想定区域は球磨川等の源流域及び水源涵養林となっており、下流域に位置する球磨川は川下りや鮎等の川釣りが盛んであることから、工事の実施によりこれらの水環境に影響を及ぼさないよう十分に検討すること。

### **[その他の環境]**

#### 〈地形・地質〉

- (1) 地形及び地質に関する記述が不十分であるため、方法書手続き以降でより詳細な調査結果等を記入すること。

## **[動物・植物・生態系]**

### **〈鳥類〉**

- (1) 猛禽類の中には、熊本県西部、中部及び東部を通過するルートで渡りを行う個体群も存在するため、事業実施により影響を及ぼさないよう検討すること。

### **〈植物〉**

- (1) 球磨村は希少な動植物が分布しているほか、シダ植物等の植物群落の多様性が豊かな場所であることから、事業実施により影響を及ぼさないよう、十分な調査を行うとともに、森林植生等の保全に向けた取り組みについて検討すること。

### **〈生態系〉**

- (1) 事業実施想定区域は譲葉鳥獣保護区の約3分の2を占めるとともに、周囲10km圏内には芦北鳥獣保護区及び奥十曾鳥獣保護区が存在するため、普通種を含めた現地の生態系に影響を及ぼさないよう、設置する発電機数の削減等の事業計画の見直しについて検討すること。
- (2) 事業実施想定区域は譲葉鳥獣保護区と重複していることから、現地の生態系に重大な影響を及ぼさないよう、譲葉鳥獣保護区の選定経緯や役割を整理したうえで、調査・予測・評価を行うこと。

## **[景観・人と自然との触れ合いの活動の場]**

### **〈景観〉**

- (1) 事業実施想定区域周辺には風力発電機設置予定範囲までの距離が約1kmの集落が存在するほか、風力発電機設置予定範囲と各主要な眺望点との距離が近いことから、景観悪化や騒音、風車の影等重大な影響を及ぼさないよう、発電機の小型化や配置、色彩等の検討を行うこと。
- (2) 主要な眺望点の一つである鬼ノ口棚田は道路に近接していることから、道路拡幅により影響を及ぼさないよう検討すること。
- (3) 調査対象とする景観資源の選定にあたっては、自然景観だけでなく、歴史景観や都市景観等についても検討すること。